

公 告

八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策に関する 基本協定（流量検討・河道計画検討部門）

次のとおり公告します。

令和8年1月30日

国土交通省九州地方整備局
八代河川国道事務所長 飯島 直己

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定（流量検討・河道計画検討部門）

(2) 基本協定の目的

本協定は、八代河川国道事務所が管理する直轄区間等において災害が発生した場合若しくは災害の発生が予測された場合に備え、あらかじめ特定の企業と協定を締結することにより、災害時等応急対策業務（流量検討・河道計画検討）を迅速に実施するための体制を確立するものであり、もって地域の安全確保、早急な施設の保全・復旧及び被害の拡大防止に資することを目的とする。なお、八代河川国道事務所管理区間外において広域的な支援が必要となる場合には、本協定に基づく対応を行う場合がある。

(3) 基本協定対象区域

本協定の対象区域は、主に八代河川国道事務所が管理する河川事業の管内とする。

ただし、当事務所が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第二十七条の規定に基づき管理区間外の事務を行う場合には、その事務を行う範囲を対象区域とする。また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長または災害等支援本部長等から応援要請があった場合、その他八代河川国道事務所長が必要と判断した場合は、当該区域を対象区域とする場合がある。

(4) 基本協定期間

令和8年4月1日（予定）～令和9年3月31日

(5) 協定締結企業の企業数及び選定方法

本協定締結の対象企業数は2社程度を予定している。

協定締結企業の選定は、応募のあった企業の中から以下の内容を総合的に判断して選定する。

- ① 2. に掲げる応募資格要件を満たしている者。
- ② 業務実施体制及び業務実績等の経験・能力など災害時における履行の確実性。

(6) 協定締結後の業務等の請負契約

本協定締結後、災害等が発生した場合において当事務所が緊急的に業務を実施する必要があると判断した場合は、対象企業に対して、必要となる業務等の実施を要請するものとし、あわせて両者は速やかに業務請負契約を締結する。

但し、本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務は行わない。

2. 応募資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。

- 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和8年4月1日時点において受けていること。なお、認定がなされない場合には、提出された申請書を無効とする。
- (3) 九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。
- (7) 平成27年度～令和6年度に完了した業務において、国、県（政令市を含む）・機構等が発注した河川に関する流量検討・河道計画検討業務の実績があること。
- (8) 平成27年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく国土交通省発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。
- (9) 緊急業務に対応する体制として、1名以上の技術士（総合技術監理部門 建設関連科目又は建設部門）もしくはRCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門）の資格を有する者を早急に対応させることができること。
- (10) 緊急業務に対応する体制として、おおむね2時間以内に八代河川国道事務所に参集することができる体制を確保できること。

3. 技術資料の総合的な評価に関する事項等

技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2

国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所 流域治水課

電話 0965-32-7551(直通) FAX 0965-32-1688(直通)

担当：流域治水課長（内線351）、流域調整係長（内線354）

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：令和8年1月30日（金）から令和8年2月16日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 交付場所：〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2

国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所 3階 流域治水課内

③ 交付方法：手渡し、または、事務所HPにて交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：令和8年1月30日（金）から令和8年2月16日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

② 提出場所：上記4. (1) に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

5. その他

(1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。